

第十二回国会衆議院水産委員会議録

第十九号

(三四八)

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 富永格五郎君

理事松田 鐵藏君

石原 圓吉君

川端 住夫君

田口 長治郎君

永田 小松

木村 節君

木村 榮君

大蔵事務官

佐竹 浩君

正君

大蔵事務官

有吉 正君

大蔵事務官

佐竹 浩君

正君

農林事務官

濱田 奉君

正君

農林事務官

奥田 孝君

正君

農林事務官

杉浦 保吉君

正君

農林事務官

三種君

正君

農林事務官

十

農林事務官

十一

農林事務官

十二

農林事務官

十三

農林事務官

十四

可に關する請願(辻寛一君紹介)(第五五号)

四号)

一四 遠別町に漁港築設の請願(小川原政信君外一名紹介)(第五七五号)

二六

赤岡町に船たまり新設の請願(長野長廣君紹介)(第六〇五号)

二七

厚岸漁港整備を北海道総合開発第一次計画に編入の請願(松田鐵藏君紹介)(第八〇〇号)

二八

厚岸漁港を第三種に指定の請願(佐々木秀世君紹介)(第六四六号)

二九

長渡漁港修築工事促進の請願(内海安吉君紹介)(第六四七号)

三〇

壽都漁港拡張工事施行の請願(小川原政信君紹介)(第六九号)

三一

宿山會漁港を第四種に指定の請願(中村清君紹介)(第六九三号)

三二

宇和海海区のいわし漁網災害応急対策確立に関する請願(第七一四号)

三三

奥戸漁港に船たまり工事施行の請願(山崎岩太郎君紹介)(第七一五号)

三四

旋網漁業調整実施促進に関する請願(小高嘉郎君紹介)(第九〇二号)

三五

富田村に漁港築設の請願(通義君紹介)(第九〇三号)

三四

内水面漁業対策確立に関する請願(松本一郎君紹介)(第九〇四号)

三六

塩谷港を漁港に指定等の請願(宇野秀次郎君紹介)(第一一二三号)

三四

瀬戸内海漁業者の転業資金補助に関する請願(高橋等君外一名紹介)(第一二三四号)

四四

忍路港を漁港に指定等の請願(宇野秀次郎君紹介)(第一二五号)

四五

水産資源保護法制定に関する請願(石原圓吉君紹介)(第九〇五号)

四六

台風ルースによる漁港災害復旧費全額国庫補助の請願(床次徳二君紹介)(第一一二七四号)

四七

三七 児童のいか釣禁止問題に関する請願(富永格五郎君紹介)(第九一三号)

三八 小型漁船底びき網漁業取締に関する請願(石原圓吉君紹介)(第九五六号)

三九 宿田曾漁港を第四種に指定の請願(石原登君紹介)(第九五七号)

四〇 漁業資金融資に関する請願(石原登君紹介)(第九五八号)

四一 高家漁港修築工事施行の請願(鈴木善幸君紹介)(第一二〇一号)

四二 渔港調査規則制定に関する請願(渡邊良夫君紹介)(第一二〇二号)

四三 間瀬漁港拡張工事施行の請願(渡邊良夫君紹介)(第一二〇五号)

四四 庫補助に関する請願(高橋等君外一名紹介)(第一二三三号)

四五 塩谷港を漁港に指定等の請願(宇野秀次郎君紹介)(第一二五号)

四五 六 水産資源保護法制定に関する請願(石原圓吉君紹介)(第九〇六号)

四六 忍路港を漁港に指定等の請願(宇野秀次郎君紹介)(第一二七四号)

四七 浅海増殖に関する件(白井佐吉君紹介)(第五七六号)

四八 漁業資金融資に関する請願(第一一二五五号)

委員外の出席者

大蔵事務官

有吉 正君

大蔵事務官

佐竹 浩君

正君

大蔵事務官

有吉 正君

大蔵事務官

佐竹 浩君

正君

本日の会議に付した事件

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十名提出、衆法第八号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

真珠養殖事業法案(石原圓吉君外十名提出、衆法第八号)

水産金融に関する件

浅海増殖に関する件

請願

一 北方公海における漁場再開許

(上林山榮吉君外九名紹介) (第一二二五号)	二十三名) (第六五号)
新潟市に国立水産研究所移転 設置に関する請願(渡邊良夫 君紹介) (第一三〇七号)	四九
苦耐船入港拡張に関する請願 (佐々木秀世君紹介) (第二三 八号)	五〇
機船底びき網漁業の北海道海 区入会継業に関する請願(大 内一郎君紹介) (第一四〇九 号)	五一
白糠漁港修築工事施行の請願 (伊藤郷一君紹介) (第一五〇 〇号)	五二
大船渡漁港修築費国庫補助の 請願(鈴木善幸君紹介) (第一 五〇一号)	五三
小泊漁港修築拡張工事施行の 請願(山崎岩男君紹介) (第一 六二二号)	五四
陳情書 いわし船ひき網漁業の整備に 伴う転換資金交付に関する陳 情書(広島県安芸海区漁業調 整委員会長松本武外七十七 名) (第一四号)	五六
北方公海漁場の再開に関する 陳情書(島根県簸地郡崎 直行) (第五五号)	二
竹島漁区の操業制限解除に関 する陳情書(島根県簸地郡崎 直行) (第五五号)	三
漁業協同組合長高野勘太郎外 外十三名) (第三三九号)	四
他府県よりの機船底びき網 入漁禁止に関する陳情書(北 海道議会議長萬田余吉) (第三 三号)	五
海区漁業調整委員会経費増額 に関する陳情書(広島市霞町 広島県連合海区漁業調整委員 会会長三宅要次郎外二十七 名) (第一一六号)	六
漁業協同組合連合会の規模制 限撤廃の陳情書(宮城県漁業 協同連合会理事丹野実外一 名) (第一三四号)	七
魚礁の敷設に関する陳情書 (鹿児島県知事重成格) (第一 八一号)	八
支那東海における日本漁船不 法捕獲に関する陳情書(長崎市 旭町三の五長崎漁民労働組合 長津田又吉) (第二四 八号)	九
漁業資材対策に関する陳情書 (愛媛県知事久松定武) (第二 五一号)	一〇
漁業手形制度法制化に関する 陳情書(下関市大和町三十番 地山口県漁業協同組合連合会 長江熊哲翁外四十四名) (第 三〇八号)	一一
地方水藍試験場振興に対する 陳情書(佐賀県玄本富松) (第 三三二〇号)	一二
漁区制限の廢止に関する陳情 書(北海道漁業協同組合連合 会長米沢勇) (第三二三号)	一三
漁船保険制度改革に関する陳 情書(愛知、三重連合海区漁 業調整委員会会長駒沢昌) (第 五九五号)	一四
漁船修繕予算の増額に関する 陳情書(東京都千代田区丸の内 二丁目東京ビル全国漁村經濟 協会鍋島熊道) (第六九二号)	一五
水産物の輸出振興対策に関する 陳情書(東京都千代田区丸の内 二丁目東京ビル全国漁村經濟 協会鍋島熊道) (第六九三号)	一六
開きます。	一七
昨日付託となりました眞珠養殖事業 法案を議題として審議に入ります。ま	一八

す提案者より提案理由の御説明を願います。石原圓吉君。

### 真珠養殖事業法

#### (目的)

第一條 この法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民经济の發展とに寄與することを目的とする。

#### (定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の核を製造する事業をい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

#### (施術数量目標の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

#### (計画の提出)

第四條 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。

#### (計画についての助言及び勧告並びに資金のあづ送)

第五條 真珠養殖事業者は、前條の規定による計画を定めるに付て、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

2 農林大臣は、第三條の規定によ

り定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前條の規定による計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、第二項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

4 農林大臣は、前項の規定があつたときは、聽聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不当であると認められたときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

5 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聽聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不适当であると認められたときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

6 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

7 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

8 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

9 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

10 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

11 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

12 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

13 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

14 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

15 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

16 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

17 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

18 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

19 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

あつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 前條の規定による検査の決定に因し不服のある関係業者は、他の利害関係人は、農林大臣に、聽聞会の開催を請求することができる。

第十條 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聽聞会を開いて、不服の事由を審査し、前條の規定による検査の決定が不适当であると認められたときは、真珠検査所に再検査をさせなければならない。

第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

1 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならぬ。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各款に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

8 委員は、非常勤とする。

9 委員は、非常勤とする。

10 委員は、非常勤とする。

11 委員は、非常勤とする。

12 委員は、非常勤とする。

13 委員は、非常勤とする。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

第十七條 審議会の組織等

審議するため、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第六條中第十四條の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間ににおいて、政令で定める。

2 水産講習所設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人にこれを呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。但し、権限本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合で

「真珠養殖事業審議会」については、同様第二項中「漁港法」の下に

「真珠養殖事業法」を加え、同條を規定する。

第七條の五の次に次の二條を加える。

第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

3 真珠検査所の内部組織について

は、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 真珠貝に関する試験、研究及び調査

二 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠貝の種苗の生産技術及び調査

四 真珠貝の養殖技術の普及に関する試験、研究及び調査

五 真珠に関する知識の普及

第六條の八 真珠研究所は、三重県に置く。

農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の区域並びに養殖業の経営を安定するため、農林大臣は毎年真珠貝の施術目標数量を公表し、養殖事業者に対しても、その年事業計画を提出せしめ、これが指導をし、もつて合理的な真珠の生産を期すとともに、品質の向上とができる。

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

○石原(國)委員 真珠養殖事業法案に対する提案理由を説明いたします。

わが国におきましては、古来より真珠の事業を国策的に保護育成して、母貝はかかるとともに、輸出の振興により国民経済の発展に寄與せんとする次第であります。今この真珠の輸出高について見ますと、昭和二十三年には一億円程度であったものが、次の二十四年には七億円になり、昨年度においてはその倍以上である十五億というぐあいに、終戦後にどうてい政米の需要に応じ切れないので、自然力及び人工に最も多く依存する産業であつて、輸入資材その他はまさに僅少であり、輸出額の九〇%以上が取得外貨の純度で、わが国にはまさに適切なる産業であると存する次第であります。

次に本案の主なる内容について御説明いたします。第一は、母貝生産事業並びに養殖業の経営を安定するため、農林大臣は毎年真珠貝の施術目標を期する試験、研究及び調査

第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。宝石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠研究所において検査をするように、また関係法令を改正し、本事業の発展を期するため、国立の真珠研究所を設けて真珠貝及び真珠に關し科学的に調査研究をするとともに、これが実効を期する点等であります。

以上が本法案を提出する理由及びその概要でございます。何ぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

○富永委員長 質疑は次会よりいたしました。請願並びに陳情書につきまして、請願及び陳情書審査小委員会の審査の結果並びに結果について御報告申し上げます。

○川村委員 大だいま議題となりました。請願並びに陳情書につきまして、請願及び陳情書審査小委員会の審査の結果並びに結果について御報告申し上げます。

○富永委員長 本会期中に当委員会に付託になります。請願は全部で五十六件であります。請願は全部で五十六件であります。

○川村委員 三十件、漁船保険制度に関するものが九件、北方公海漁場の再開及び漁場の開発に関するものが二件、その他九件となつております。

○富永委員長 本小委員会におきましては、昨二十六日、小委員会を開き、これら各請願につきまして慎重に検討を重ねた結果、本日の請願日程中第一ないし第一

六、第一八、第一九、第二二、第二三、第二四ないし第二七、第二九、第三三、第三四、第三六ないし第三八、第四〇ないし第四八、第五〇、第五一、第五三ないし第五六の各請願は、いずれもその趣旨は適切妥当なものと認め、採択の各請願は、すでにその目的が達成されたり、またこれがため必要な者に対し、当委員会に陳情したいといふ申入れがあるのあります。委員長においては、その陳情を御聽取あらんことを希望するものであります。

○富永委員長 了承いたしました。各請願は議決を要しないものと決しました。

○富永委員長 川村君 請願につきましては、なお他の各請願につきましては、なお個々の詳細なる内容につきましては、文書において御審議願うこととし、簡単であります。本小委員会の審査の経過並びに結果の御報告を申し上げる次第であります。

○富永委員長 御異議なしと認めます。お詫びいたしました。請願及び陳情書の可否及びその取扱いにつきましては、ただいま小委員長の報告の通り決議する御異議ありませんか。

○富永委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」重ねてお詫びいたしました。ただいま議決いたしました請願に関する委員会報告書につきましては、先例によりまして委員長に御一任願いたいと思いまが、これに御異議ありませんか。

○富永委員長 御異議なしと認め、委員長一任と決します。

ありますが、この中で漁港、船だまりの請願が三十件にもなつておなりまして、過半数であります。これを見ましても、いかに漁村に漁港が必要であるかということははつきりしておるのであります。なお三十件のほかに起工になりましたものが六、七件あつたのであります。四十件近い漁港、船だまりの請願があるということ、さらに毎国会こうした陳情あるいは請願があるといたことにかんがみまして、漁村に漁港がないために、いかに漁村が苦しんでおるか、また漁港の重要性を考えておるかということは明らかであります。先ほども斜里町長から、漁港がないために十数名の犠牲者を出したといふ陳情を受けておりますがこれはひとり斜里町ばかりでないと私は考えております。ことに今度のルース台風で漁港等は相當に破壊されております。こうしたようなことを放任しておきませんならば、今後ます／＼漁民の犠牲者が出るのではないかと考えるのであります。今年松田委員と私は斜里河港を調査を行つたのですが、在來の築設したもののは、その形を認めるだけのものは残つておるが、實際に河港があの通りが破壊されておるため、漁港としての性能を現わすことができないみじめな姿になつておる。このことが今日十数名の犠牲者を出したということに相なつたと私は考えております。斜里町の犠牲者が大きかつたことはまことに同情いたしますけれども、これらを顧みないで、あの破壊された河港の築堤をそのまま放任いたしておつたということは国の責任であると私は考えるの

であります。なぜかなれば、いずれの所でも災害を受けております所は災害復旧で大体元の姿に直すのが建前であります。私が調査に行つたところが、海に出ております築堤はほとんど倒され、かえつて船が入るにじやまになります。私と松田代議士が、これをありました。私はと松田代議士が、これをかまわないのでほつておくわけに行かね。一日も早く災害復旧をしなければならぬという感想は持つて帰つたのであります。私はと松田代議士が、これをありますけれども、今日陳情を受けられ、私もその責任の一端を負わなければならぬ。一日も早く災害復旧をしなければならないと考えるのであります。本日漁港課長がおいでになつておりますけれども、漁港が破壊されたのを一体どうして復旧しないのか十分たたずつもりでおりましたけれども、聞くところによりますと、昭和二十四、五年に相当の災害復旧費が工していないということだそうであります。こうしたことと繰り返しております。こうしたことと繰り返しております。私はと松田委員の斜里漁災復旧に関する質問に答へました。二十六年十月に二箇所において同一の日に十二回も、聞くところによりますと、昭和二十四、五年に相当の災害復旧費が工していないということだそうであります。こうしたことと繰り返しております。私はと松田委員の斜里漁災復旧に関する質問に答へました。二十六年十月に二箇所において同一の日に十二回も、

○松田委員 太だいま斜里町長の陳情のようない意味でこれを削つておるのはどういうわけであるか、かようとも同時に、大蔵当局の責任を追究するものであります。要するに国会が予算を国政調査のため川村委員と同行して、斜里町の河港に上陸したものであります。そのときもいろいろな実地調査いたしましてその重要性を見て参考のためあります。漁民の数は約三百の漁業協同組合の構成分子となつてあります。そのときもいろいろな実地調査いたしましてその重要性を見て参考のためあります。漁業協同組合の構成分子となつてあります。ところがたゞいまの陳情にもありましたように、二十年に一人の犠牲者があつた。二十六年十月に二箇所において同一の日に十二回も、

○田淵委員 ただいま川村委員から斜里港の施設に関する詳細な説明があつたのであります。これはぜひとも緊急に実現すべく、もう川村委員から十分に盡されておりますので、私は多くを申しませんが、緊急にかかるて実行することを強く希望いたしまして、関連事項として多少意見を申し上げておきたい。

○畠永委員長 次に水産金融に関する件を議題として質疑を許します。水産庁かい経済課長奥田孝君、協同組合課長浜田正君、水産課和田正三郎君、大蔵省から有吉正君がそれ／＼説明員として出席されております。松田委員が、この点に対しても、われ／＼最も心外とするところであります。しかしながら、この犠牲者を出し、了承願います。

○畠永委員長 次に水産金融に関する件を議題として質疑を許します。水産庁かい経済課長奥田孝君、協同組合課長浜田正君、水産課和田正三郎君、大蔵省から有吉正君がそれ／＼説明員として出席されております。松田委員が、この点に対しても、われ／＼最も心外とするところであります。しかしながら、この犠牲者を出し、了承願います。

○松田委員 昨年以來漁業の安定をはかるために、魚価維持対策の最も必要なことを当委員会において論議され、昨年は見返り資金の放出を受けました。去年は見返り資金の放出を受けました。魚価維持対策の第一環になるべき冷蔵庫、製氷工場の設置を水産庁においても考えられて、これに善処されたのであります。ところがいろいろな経過からいたしまして、遂に北海道における見返り資金の放出も半分になることがありますから、この点に対しても十分留意してもらいたいのです。しかして明年においては、どうか慎重な態度によつてこの災害を復旧してもらいたいと同時に水産当局においても、この河口の漁港については、われ／＼必ずよい結果を報告してあるのでありますから、この点に対しても十分留意してもらいたい。かようなくらいで、あの破壊された河港の築堤を



ゆえに、他の漁船がそこへ来て水揚げをするのであります。これは氣仙沼なら氣仙沼の、自治体を經營している人の收得しなければならない権利だとと思う。それが自治体を育成するものだと私は考へてゐるのです。直接的な影響よりも、間接的な負担をあそこの漁民は相当負わされているものと私は考へてゐる。ゆえにその地方の單協が行わんとする考え方を、ただ漁民の漁業協同組合の観点のみにとらわれば——單協の育成強化と單協の犠牲といふものをよくお考へになつてすべてのものを処理しなかつたならば、たゞいまのような問題が起きて来る。私は現に宮城県の漁民大会の席上に呼ばれました際に、一時間二十分にわたつて、日本の漁業水産において最も問題となる悪徳業者は大洋漁業である、しかして県として度しがたきものは宮城県の漁民である、かようにして違反をやるような県の漁民に対しても、漁港も、港湾も、特融の金もわれ／＼は何とかして阻止しなければならないであろう、しかし立てて行かなかつたならば、日本の水産は壊滅するであろうということを申し上げて來たのであります。しかし立てることが最もふさわしいことであります。組合課長の、やれ地方の漁村との連絡があるとか、向うの漁民との連

絡があるとかいう、かよな線に向つて水産行政を行つていいものであるかということに對して、私は非常な疑義を持つのであります。この点はどうお考へになつておられますか。  
○濱田説明員 先ほど申し上げましたあの氣仙沼周辺の單協なり、あるいはそこに水揚げする外來船を代表して、その関係の各漁連が、宮城県漁連でありますのは、先ほども松田委員がおつしやいましたように——私は氣仙沼單協が悪いというのではありません。氣仙沼單協が自己の組合員の荷物を共同販売するところには少しも問題がないのですが、あの周辺並びに他県船が反対しておる理由は、あの單協の内部構成において、問屋といいますか仲買的色彩が非常に濃厚で、あそこで水揚げして買われた魚の魚価の維持といふ問題の場合に、そういう仲買的人が買つた魚の魚価の維持か、漁師みずからがとつたものを自分で売る魚価の維持かというところに問題があると思う。そこに反対しておるのではなくいか、こういふうに考へております。

○松田委員 その点がもつとも重要な点であります。まず宮城県の漁連の会長は、現に漁地魚市場において連合会の名によつて市場を經營しているものであります。今われ／＼が常に論議しておる北海道の連合会においても、あまりにも広範囲な事業を經營して、あの七億なり八億なりの赤字を出したのである。それが單協に対してどれだけの迷惑をかけたか。私どもはそれを警戒するのである。組合精神というものがあるとか、向うの漁民との連絡があつたならば、これに対する育成強化をはかることが最もふさわしいことになります。組合課長の、やれ地方の漁村との連絡があるとか、向うの漁民との連絡があるとかいう、かよな線に向つて水産行政を行つていいものであるかということに對して、私は非常な疑義を持つのであります。この点を考へておられますか。

は、戰前と今日とはかわつておるのであります。これをもし組合課長が、戰前のとすることに對して、私は非常な疑義を持つものであります。この点は、どうお考へになつておられますか。  
○濱田説明員 先ほど申し上げましたあの氣仙沼周辺の單協なり、あるいはそこに水揚げする外來船を代表して、その関係の各漁連が、宮城県漁連でありますのは、先ほども松田委員がおつしやいましたように——私は氣仙沼單協が悪いというのではありません。氣仙沼單協が自己の組合員の荷物を共同販売するところには少しも問題がないのですが、あの周辺並びに他県船が反対しておる理由は、あの單協の内部構成において、問屋といいますか仲買的色彩が非常に濃厚で、あそこで水揚げして買われた魚の魚価の維持か、漁師みずからがとつたものを自分で売る魚価の維持かというところに問題があると思う。そこに反対しておるのではなくいか、こういふうに考へております。

は、戰前と今日とはかわつておるのであります。これをもし組合課長が、戰前のとすることに對して、私は非常な疑義を持つものであります。この点を考へておられますか。  
○濱田説明員 先ほど申し上げましたあの氣仙沼周辺の單協なり、あるいはそこに水揚げする外來船を代表して、その関係の各漁連が、宮城県漁連でありますのは、先ほども松田委員がおつしやいましたように——私は氣仙沼單協が悪いというのではありません。氣仙沼單協が自己の組合員の荷物を共同販売するところには少しも問題がないのですが、あの周辺並びに他県船が反対しておる理由は、あの單協の内部構成において、問屋といいますか仲買的色彩が非常に濃厚で、あそこで水揚げして買われた魚の魚価の維持か、漁師みずからがとつたものを自分で売る魚価の維持かというところに問題があると思う。そこに反対しておるのではなくいか、こういふうに考へております。

は、戰前と今日とはかわつておるのであります。これをもし組合課長が、戰前のとすることに對して、私は非常な疑義を持つものであります。この点を考へておられますか。

つて行つたならば、それこそ国民全体の利益になると考へて行つておるものであります。こういう点をどうか誤りであります。あなたの方にいたりつた企業が成り立たぬと言つてこれだけの資料を提供されて来ておるのであります。こういう点に対しても十分お考え願いたいと思うのであります。また七尾の問題もうであります。七尾の問題なんかというものは簡単な問題である。これらも何のために躊躇しておるか、四百万円や五百萬円の金を修繕費に使つて連合会の今までの既設のものがそのままりぱにできる、それを何で單協がやるものに対しても反対をする理由があるゆえに、個々の協同組合にひとつやつてくれと言つて、ほんと同意書を全部つけてわかれくにも持つて来ておる。單協に何のために躊躇するのか、この意味がわからぬ。こういう点何かあなた方に政治的な圧迫があるのであつたならば、どうかまじめな意味で水産行政を行つていただきたい。

○小高委員長代理 次に浅海増殖に関する件を議題とし、質疑を許します。

○小高委員長代理 ただいま大蔵省主計官佐竹浩君が出席されました。

永田委員。

○永田委員 私は佐竹主計官にお伺いするのであります。水産行政の面から総括的に申し上げますと、ふしぎに日本の国の地形は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に本の國の地帯は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に

本の國の地帯は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に本の國の地帯は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に

○佐竹説明員 浅海資源の維持並びに増殖という問題につきましては、水産資源の増殖の一環として、その重要性はつとに認められておるところでござります。ところが地元におきましては、この地形の変化といふことについて、たま／＼さんにしてさらにこの移行しなければならない実情にあるのです。これまでの実情のように了承しておられるものでございますが、かような理由に基いてわれ／＼水産委員会といたしまして保険をしなければならない、かような理由から、これまでの実情のように了承しておられるものでございますが、かような理由に基いてわれ／＼水産委員会といたしまして保険をしなければならない、か

ういうものをもろんでおるような次第でございます。来年度の予算といたしましては、かかるべく国庫の力を利用いたしまして被災の顯著なる地区においては、しかもその実態もそれに伴ひまして漁業者の実態もそれに伴ひまして漁業者に何のために躊躇するのか、この意味がわからぬ。こういう点何かあなた方に政治的な圧迫があるのであつたならば、どうかまじめな意味で水産行政を行つていただきたい。

○小高委員長代理 ただいま大蔵省主計官佐竹浩君が出席されました。

永田委員。

○小高委員長代理 次に浅海増殖に関する件を議題とし、質疑を許します。

○小高委員長代理 ただいま大蔵省主計官佐竹浩君が出席されました。

永田委員。

○永田委員 私は佐竹主計官にお伺いするのであります。水産行政の面から総括的に申し上げますと、ふしぎに日本

本の國の地形は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に本の國の地帯は非常に最近変化をいたしました。たとえば四国のごときは土地が広範囲にわたつて沈下している。また豊前海においては、知らないうちにもうしは渥美湾の方面におきましては逆に隆起している。かつての古い漁港がお城のようについで位置にある。特に

○佐竹説明員 浅海資源の維持並びに増殖という問題につきましては、水産資源の増殖の一環として、その重要性はつとに認められておるところでござります。ところが地元におきましては、この地形の変化といふことについて、たま／＼さんにしてさらにこの移行しなければならない実情にあるのです。これまでの実情のように了承しておられるものでございますが、かような理由に基いてわれ／＼水産委員会といたしまして保険をしなければならない、か

ういうものをもろんでおるような次第でございます。来年度の予算といたしましては、かかるべく国庫の力を利用いたしまして被災の顯著なる地区においては、しかもその実態もそれに伴ひまして漁業者の実態もそれに伴ひまして漁業者に何のために躊躇するのか、この意味がわからぬ。こういう点何かあなた方に政治的な圧迫があるのであつたならば、どうかまじめな意味で水産行政を行つていただきたい。

○小高委員長代理 次に浅海増殖に関する件を議題とし、質疑を許します。

○小高委員長代理 ただいま大蔵省主計官佐竹浩君が出席されました。

永田委員。

うして生活しているのかと私は驚いた。何里という浅海を持ちながら、これを利用することを知らない。小さな漁船で打網をやつて、もう魚は枯渇してしまった。その上にまた瀬戸内海からやつて来てどん／＼とられるので、漁場としては最もいいところであるが、魚はもう壊滅の状態である。ところがあの零細な漁民は、養殖をするにもその投資力がないというみじめな状況であります。ただいま佐竹主計官お話をのように、浅海養殖は、率は非常に高いものである。こういうところを水産庁においてもつと研究して、大蔵省にその内容をよく話さなければならないと思う。私ども実は補助なんといふことはやらぬでもいいという考え方を持つておるが、五ポイントの線からいっても、また零細漁民を育成する点からいっても、今しばらくの間補助をして行かなかつたならば、零細漁民は立て行かないと思うのであります。理解ある佐竹主計官は、何か機会があつたならば、一度現地を調査することが、百聞一見にしかずであつて、一番いいことではないかと思いますが、政府はよほど力を入れてやつて行かなければ、漁民はああいう生活から持つ切らないと思います。その上殘念なことは、今年はルース台風ですかりこわれてしまつた、こういう氣の毒な状態であることをよく御理解あらんことを希望するのであります。

○水産委員　ただいま松田委員からまことに熱意をもつて私の説に御賛同をいただきましたことを感謝する次第であります。幸いに水産常任委員会もしがく御発言をされましたゆえんであるからやつて来てどん／＼とられるの橋をつくる、道路がこれたから道路をつくり直すというようなことは若干趣を異にいたしております。その趣を異にいたしておりますところの理由を二つ私はあげることができます。その一つは、かねてから御了承でございましょうが、日本の漁業制度に伴う転換の方法として、これを考へなければならぬ。他の一つは、この一事によりましてたいへんな収益が上る、いわば投機事業であるといふふうな理由がございます。佐竹さんのお御指摘に相なりましたことは、要するに、種苗の確保ということでございまして、私の申し上げておる浅海事業の開発といふものは、おそらく水産庁においても画期的事業であると私は考へておるのでございます。從いまして、今年度のこの予算を巨額といふふうにお考えくださることは、すぐぶる危険ではなかろうかと思うのであります。私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相当制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多数ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わずかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

りありません。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化の他のあげて特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて漁業増殖をいたしましたが、これは漁業の資源保護法といふものが本委員会が、今日まで難航を続けておることを見ましても、私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相當制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多數ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

りありません。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化の他のあげて特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて漁業増殖をいたしましたが、これは漁業の資源保護法といふものが本委員会が、今日まで難航を続けておることを見ましても、私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相當制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多數ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

りありません。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化の他のあげて特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて漁業増殖をいたしましたが、これは漁業の資源保護法といふものが本委員会が、今日まで難航を続けておることを見ましても、私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相當制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多數ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

りありません。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化の他のあげて特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて漁業増殖をいたしましたが、これは漁業の資源保護法といふものが本委員会が、今日まで難航を続けておることを見ましても、私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相當制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多數ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつことにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

りありません。そうなりますと、結局、先立つものは資金であり、また予算化の他のあげて特融の資金にまつとにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて漁業増殖をいたしましたが、これは漁業の資源保護法といふものが本委員会が、今日まで難航を続けておることを見ましても、私はたゞといひ、今後世界各国と漁業協定を結ぶにいたしましても、相當制約を受けることになるのであります。一方漁撈方法も改善され、さらに漁民が多數ふえますので、この漁民のはけ口を考えなければならぬ。しかしながらけ口といつても、現在はどこにもやることができないというような現実でござります。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは三箇所に分配いたします。ございます。どうも巨額にわたるようなことはございません。わざかに九千八百万ばかりの補助でござりまするが、これは特融の資金にまつとにあります。日本は水産の予算から行きましても、かよくな実情にあります。従つて農民が土地改良をやつたように、できるだけこのわれわれの沿岸の土地改良をやらなければなりません。土地改良はなむから手で耕して、みずから手で生産して生きて行くよ

昭和二十六年十二月四日印刷

昭和二十六年十二月五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所